

様式第二十五号の十四別紙二

記載要領

- 1 この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号から第3号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする。
- 2 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えばのように右詰めで記入すること。
- 3 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば、12枚目であればのように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
- 4 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 5 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

| コード | 建設業の種類          | コード | 建設業の種類            | コード | 建設業の種類        |
|-----|-----------------|-----|-------------------|-----|---------------|
| 01  | 土 木 工 事 業       | 11  | 鋼 構 造 物 工 事 業     | 21  | 熱 絶 縁 工 事 業   |
| 02  | 建 築 工 事 業       | 12  | 鉄 筋 工 事 業         | 22  | 電 気 通 信 工 事 業 |
| 03  | 大 工 工 事 業       | 13  | 舗 装 工 事 業         | 23  | 造 園 工 事 業     |
| 04  | 左 官 工 事 業       | 14  | し ゆ ん せ つ 工 事 業   | 24  | さ く 井 工 事 業   |
| 05  | と び ・ 土 工 工 事 業 | 15  | 板 金 工 事 業         | 25  | 建 具 工 事 業     |
| 06  | 石 工 事 業         | 16  | ガ ラ ス 工 事 業       | 26  | 水 道 施 設 工 事 業 |
| 07  | 屋 根 工 事 業       | 17  | 塗 装 工 事 業         | 27  | 消 防 施 設 工 事 業 |
| 08  | 電 気 工 事 業       | 18  | 防 水 工 事 業         | 28  | 清 掃 施 設 工 事 業 |
| 09  | 管 工 事 業         | 19  | 内 装 仕 上 工 事 業     | 29  | 解 体 工 事 業     |
| 10  | タイル・れんが・ブロック工事業 | 20  | 機 械 器 具 設 置 工 事 業 |     |               |

- 7 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 8 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 9 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。
- 10 「CPD単位取得数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。